

○ 感染拡大防止のために休業した介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス事業所の職員が電話による安否確認を行い、サービスを提供した場合の報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、居宅で生活している利用者に対して、利用者の意向を確認した上で職員が電話による安否確認を行い、サービスを提供した場合の取扱いについて、下記のとおりとします。

1 取扱い

介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス計画の内容を踏まえ、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、健康状態、直近の入浴の有無や時間、直近の食事の内容や時間、当日の外出の有無と外出先等、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話による確認をした場合に報酬を算定できることとします。算定の内容については、以下の「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービスを提供した場合の報酬の取扱いについて（令和2年3月10日）」と同様の取扱いとします。

なお、対応にあたっては職員が自宅等から電話を行う等柔軟に検討し、その際には、電話により確認した事項について記録を残してください。

※ 「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービスを提供した場合の報酬の取扱いについて」（令和2年3月10日）抜粋

○ 現状「週1回程度」を利用している方に対するサービス提供：

1回 378単位（54単位（日割）×7日分）

※ 現行コードの「日割」の日数に「7」を入力して請求する。

○ 現状「週2回程度以上」を利用している方に対するサービス提供：

1回 448単位（112単位（日割）×4日分）

※ 現行コードの「日割」の日数に「4」を入力して請求する。

（注）一月あたり、日割の日数が（休業前後の日割り算定とあわせて）合計で30を超えることはできません（月額報酬の単位を請求することとなります）。また、月額報酬の単位を超えることもできません。

2 その他

- ・ 通常と異なる形でのサービス提供となりますので、利用者本人・家族への十分な説明をお願いします。また、事業所・担当ケアマネジャー間の十分な連携をお願いします。
- ・ 居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係

る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。NAGOYAかいごネット掲載済み(※))の別添「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることにご留意願います。

※ 掲載先アドレス：

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2020022800035/>

- ・ 本取扱いについては暫定的なものであり、今後、国の通知等により変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係
電話：(052)972-2594